

農業支援サービス事業体の育成・活動の促進に向けて

令和6年度補正予算

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業

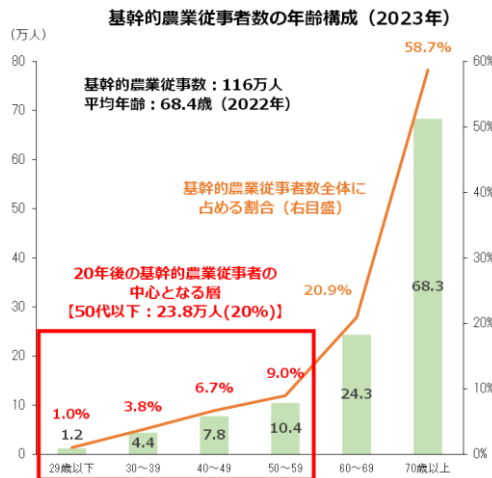
令和7年9月

農産局 農産政策部 技術普及課
スマート・サービスユニット

農業の持続的な発展に資する生産性向上に向けた施策の強化 (スマート農業と農業支援サービス事業の活用促進)

背景

人口減少に伴い、基幹的農業従事者は、今後20年間で現在の約1/4（116万人→30万人）にまで減少することが見込まれ、国産農産物の供給量を維持することが困難となるおそれ



食料・農業・農村基本法

【基本理念】

第5条（抜粋）

農業については、その有する食料その他の農産物の供給機能等の重要性に鑑み、人口の減少に伴う農業者の減少等農業をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、これらの機能が発揮されるよう、農業の生産性の向上等が図られることにより、持続的な発展が図られなければならない。

【基本的施策】

第30条

国は、農業の生産性の向上に資するため、情報通信技術その他の先端的な技術を活用した生産、加工又は流通の方式の導入の促進、省力化等に資する新品種の育成その他必要な施策を講ずるものとする。

第37条

国は、農業者の経営の発展及び農業の生産性の向上に資するため、農作業の受託、農業機械の貸渡し、農作業を行う人材の派遣、農業経営に係る情報の分析及び助言その他の農業経営の支援を行う事業者の事業活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

生産性向上に向けた施策

スマート農業技術を核とした生産方式等の転換支援

一体的な推進を通じた効果の増進

農業支援サービス事業の活用による営農支援

※スマート農業技術活用促進法の活用と併せて推進

農業支援サービスとは

農業支援サービスとは、農業者等に対して提供される農業に係るサービス（農産品の加工流通・販売に係るサービスを除く。）であり 主に以下のようなタイプに分類されます。

作業サポート型

○ 専門作業受注型

播種や防除、収穫などの農作業を受託し、農業者の作業の負担を軽減するサービスです。

(株)NINJA LINKSS



ドローンを活用した農薬散布作業を代行

(株)ミズホ商会

水稻や畑作物における、土づくり、播種から収穫までの各種作業を代行。スマート農機で高効率作業に特化。



○ 機械設備供給型

機械・機具のリース・レンタル、シェアリングにより、農業者の導入コスト低減を図るサービスです。



inaho(株)

自社で開発した自動収穫ロボットのレンタルサービス

(株)サングリン太陽園

ラジヘリ等を活用した防除作業受託のほか、ドローンを共同で利用する農業者向けのシェアリングサービスを提供



○ 人材供給型

作業者を必要とする農業現場のために、人材派遣等を行うサービスです。



YUIME (株)

各地の繁忙期に着目して社員を専門的に育成・派遣

アグリトリオ(株)
労働力を要する農業者と適した作業者のマッチングが可能な農業求人システムを開発



判断サポート型

○ データ分析型

農業関連データを分析して解決策を提案するサービスです。



テラスマイル(株)

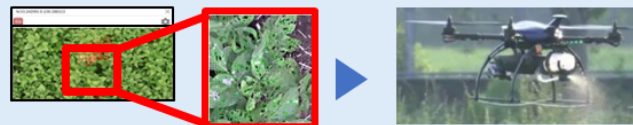
生産や市況などのデータを分析し、最適な出荷時期などの提案により農業経営をサポート

(株)はれと

施設園芸における生産性カイゼンに向けた労務管理システム「agri-board」を開発・提供



複合サポート型（上記 4 種類の複合型）



(株)オプティム

センシングに基づく農薬ピンポイント散布等の栽培管理ソリューションを無償で農家が活用。オプティム社が、生産物を農家から買取り、販売

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

<政策目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上 [令和12年まで]

<事業の内容>

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。

2. 農業支援サービスの先進モデル支援

農産物の生産・流通等の方式転換とサービス事業体の事業性の向上を合わせて図るため、食品事業者等需要を起点に受託面積を大幅に拡大する取組、複数産地が連携して同一サービスを利用する取組、ドローン等を多作業・多品目に利用する取組と、これらサービスの速やかな事業展開を図る取組を支援します。

3. 農業支援サービスの立ち上げ支援

サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援します。

4. 農業支援サービスの土台づくり支援

① サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」を策定します。

② 事業を開始する際の留意事項等を整理した「スタートアップガイド」を策定します。

※ 2 及び 3 は、中山間地域等に対する優先枠等を設けます。

<事業の流れ>

国

都道府県

民間団体等

民間団体

（1の事業）

（2の事業の一部、3の事業の一部）

（2の事業の一部、3の事業の一部）

（4の事業）

定額

定額、1/2以内

定額

1/2以内、定額

委託

<事業イメージ>

橋渡し支援

先進モデル支援

立ち上げ支援

土台づくり支援

スマート農業技術のサービス利用等を通じて農業の持続的な発展を実現

4

＜対策のポイント＞
農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

＜政策目標＞
スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上 [令和12年まで]

＜事業の内容＞

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援
スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。

2. 農業支援サービスの先進モデル支援
農産物の生産・流通等の方式転換とサービス事業体の事業性の向上を合わせて図るため、食品事業者等需要を起点に受託面積を大幅に拡大する取組、複数産地が連携して同一サービスを利用する取組、ドローン等を多作業・多品目に利用する取組と、これらサービスの速やかな事業展開を図る取組を支援します。

3. 農業支援サービスの立ち上げ支援
サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援します。

4. 農業支援サービスの土台づくり支援
① サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」を策定します。
② 事業を開始する際の留意事項等を整理した「スタートアップガイド」を策定します。

※ 2 及び 3 は、中山間地域等に対する優先枠等を設けます。

＜事業イメージ＞

○補助事業

・スマート農業の現場導入（1の事業）
・サービス事業体の育成（2，3の事業）

○委託事業

サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立を支援
① ニーズ調査や試行的なサービス提供、人材の育成
② サービス提供に必要な農業機械の導入

土台づくり支援

サービス事業の環境整備
① 「標準サービス」の策定
② 「スタートアップガイド」の策定

＜事業の流れ＞

国

都道府県

民間団体等

民間団体

金額

金額

金額

金額

1の事業

2の事業の一部、3の事業の一部

2の事業の一部、3の事業の一部

4の事業

スマート農業技術のサービス利用等を通じて農業の持続的な発展を実現

5

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポ-

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、**農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援**しま

<政策目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上【令和12年まで】

<事業の内容>

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。

2. 農業支援サービスの先進モデル支援

農産物の生産・流通等の方式転換とサービス事業体の事業性の向上を合わせて図るため、**①食品事業者等需要を起点に受託面積を大幅に拡大する取組、②複数産地が連携して同一サービスを利用する取組、③ドローン等を多作業・多品目に利用する取組と④これらサービスの速やかな事業展開を図る取組**を支援します。

3. 農業支援サービスの立ち上げ支援

サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、**①ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等**のほか、サービスの提供に必要な**②スマート農業機械等の導入**を支援します。

それぞれの事業メニューの事業実施要領や公募情報などはこちらをご参照ください。



リンク: 農林水産省HP
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/service.html>

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援(別記1)

- ・国(農政局)による直接採択事業
- ・スマート農業技術のカスタマイズを500万円定額で支援。

2. 農業支援サービスの先進モデル支援

① 需要主導産地育成タイプ(別記2-1)

- ・国(本省)による直接採択事業
- ・食品事業者と農業サービス事業者等が連携した取組を支援。
- ・機械導入や施設整備も支援。(1/2以内)

② 複数産地連携タイプ(別記2-2)

- ・国(本省)による直接採択事業
- ・複数産地が連携しサービス事業の長期化を図る取組を支援。
- ・機械導入や施設整備も支援可能。(1/2以内)

③ 機械多用途利用タイプ(別記2-3)

- ・国(農政局)による直接採択事業
- ・ドローン等の異なる品目等での活用可能性の検証を支援。
- ・ソフト(定額)支援。

④ モデル的取組の立上げ(別記2-4)

- ・国による直接採択事業(一部、都道府県による間接補助)
- ・ソフト(定額)・機械導入(1/2以内)を支援。

3. 農業支援サービスの立上げ支援

① 農業支援サービス事業育成対策(別記3-1)

- ・都道府県による間接補助(一部、国による直接採択事業)
- ・サービス事業の立上げに係るニーズ調査等のソフト(定額)経費を支援。

② スマート農業機械等導入支援(別記3-2)

- ・都道府県による間接補助(一部、国による直接採択事業)
- ・サービス事業に必要なスマート農業機械等の導入経費を支援。(1/2以内)

農業支援サービスの立上げ支援について

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

<政策目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上 [令和12年まで]

<事業の内容>

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。

2. 農業支援サービスの先進モデル支援

農産物の生産・流通等の方式転換とサービス事業体の事業性の向上を合わせて図るため、食品事業者等需要を起点に受託面積を大幅に拡大する取組、複数産地が連携して同一サービスを利用する取組、ドローン等を多作業・多品目に利用する取組と、これらサービスの速やかな事業展開を図る取組を支援します。

3. 農業支援サービスの立ち上げ支援

サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援します。

4. 農業支援サービスの土台づくり支援

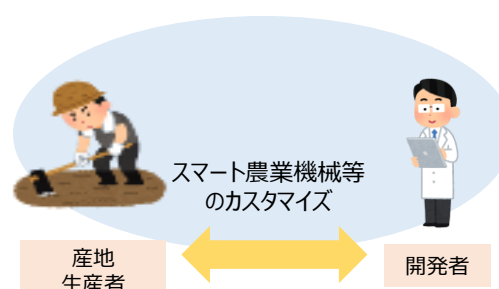
① サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」を策定します。

② 事業を開始する際の留意事項等を整理した「スタートアップガイド」を策定します。

※ 2 及び 3 は、中山間地域等に対する優先枠等を設けます。

<事業イメージ>

橋渡し支援



産地生産者 ←→ 開発者

先進モデル支援

サービス事業体が産地や食品事業者等と連携したモデル的な取組をソフト・ハード一体的に支援

(取組イメージ)



① 食品事業者との連携による受託面積の大幅な拡大 ② 複数産地の連携によるスマート農業機械の共用 ③ ドローン等の多作業・多品目利用

立ち上げ支援

サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立を支援

① ニーズ調査や試行的なサービス提供、人材の育成 ② サービス提供に必要な農業機械の導入

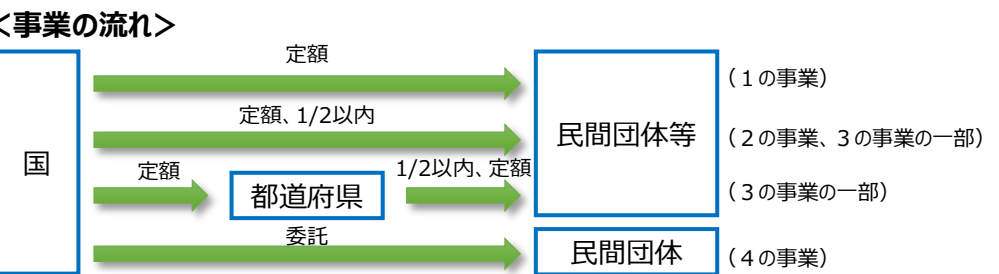


土台づくり支援

サービス事業の環境整備

① 「標準サービス」の策定 ② 「スタートアップガイド」の策定



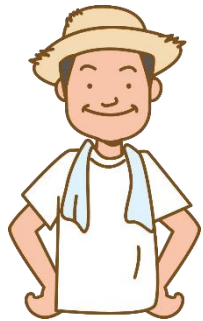


スマート農業技術のサービス利用等を通じて農業の持続的な発展を実現

どなたでも、サービス事業体として活躍できます！

現在、様々な背景の方々が取り組んでいます。

例えば、
農業者



地域の農業者の
収穫作業を代行



コンバイン

個人事業者



空いた時間で
防除作業を代行



ドローン

JA



高齢農業者等の
作業全てを代行



トラクター



田植え機



コンバイン

建築業者



技術を生かして、耕
耘・均平作業を代行



トラクター
＋
アタッチメント(均平機)

サービス事業に必要な機械は全て半額補助※します。



事業の支援対象

本事業は、**農業支援サービス事業が支援の対象**になります。

農業支援サービスとは

受委託契約のもとで農業者の行う農作業代行の取組や、農業者が使用するスマート農業機械等をレンタル等（販売は除く）によって提供する取組のことをいいます。

また、これを行う者を「農業支援サービス事業体」といいます。

このため、農業支援サービス事業に該当する事業を実施しようとする者であれば、業種の別、個人、法人の別、事業規模など関係なく、本事業の支援対象になり得ます。

農業支援サービスの事例①：JA出資型法人による事例

【事例：株式会社アグリプラン】

- 平成6年にJAふらの100%出資法人として誕生。当初は手作業の労働者の派遣を実施。
- 地域の農業者の減少と規模拡大に伴い、機械作業受託を徐々に拡大。
- 現在、正社員29名、臨時社員24名が在籍し、人参、豆類、加工馬鈴薯等の播種・収穫等の機械作業を幅広く展開



農業支援サービスの事例②：農機メーカーによる事例

【株式会社クボタ】

- 貸出機械は、小型・中型トラクター、リモコン草刈機、ロータリー、小畝用マルチローターなど。
- 茨城県つくばみらい市、下妻市、京都府亀岡市、滋賀県甲賀市、兵庫県神戸市等、全国10拠点でサービスを展開。
- メンテナンスはクボタが実施し、利用者はトラクター等の保管場所から自ら自走するかトラックなどで運搬。



操作説明の様子



事業の支援対象

事例の出典:

・農林水産省「各地方農政局等管内の農業支援サービス取組事例」
(https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/service_tihoujirei.html)
・農林水産省「スマート農業をめぐる情勢」
(<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/index.html>)

農業支援サービスの事例③：電力会社による参入事例

【事例: 九電ドローンサービス株式会社】

- 電力事業で培ったノウハウと実績をもとに、ドローンによる点検や測量、農薬散布等を提供。
- 令和2年度から大分県を中心に「ドローン農薬散布サービス」を開始。
- 令和4年度から九州内の全エリアに拡大中



農業支援サービスの事例④：建築会社の参入事例

【事例: 土橋産業株式会社】

- 建築業を主業とする同社が新規事業として、ドローンによる防除作業の受託を2020年7月から開始。



農業支援サービスの事例⑤：食品事業者の参入事例

【事例: カゴメ株式会社】

- トマトジュースの原料となる加工用トマトを契約栽培で調達し、生産、加工、販売と一貫したバリューチェーンで、製造・販売を行う
- 平成26年より農機メーカーと共同で開発した収穫機の契約生産者へのレンタルを開始
- 現在、北海道から広島まで全国13都道府県でサービスを提供



加工用トマト収穫風景

農業支援サービスの事例⑥：スタートアップ企業の参入事例

【事例: 株式会社レグミン】

- 自社開発の露地用農薬散布ロボットを用いたねぎの農薬散布サービスを提供するほか、ねぎの定植作業や収穫作業、収穫後の皮むき等の調製作業等、ねぎに関する農作業受託サービスを展開。
- R5年度は、埼玉県深谷市、熊谷市において100ha超の農薬散布サービスを実施。



自立走行型ロボットによるねぎの農薬散布

このほか、センシングを通じた可変施肥マップの作成などのデータを活用したデータ分析サービス、農業人材の派遣事業などの人材供給型サービスも、農業支援サービス事業に該当します。

事例はこちらから⇒

農林水産省「各地方農政局等管内の農業支援サービス取組事例」



支援内容

本事業は、サービス事業体の立上げや事業拡大に向けた以下の経費を支援します。

- ① ニーズ調査や試行的なサービス提供等のソフト経費（農業支援サービス事業育成対策）
（補助上限1,500万円、定額（1事業実施主体当たり））
- ② サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入経費（スマート農業機械等導入支援）
（補助上限1,500万円（※）、補助率1/2以内（1事業実施主体当たり））

※補助上限額は、スマート農業機械を導入する場合は3,000万円、複数都道府県へサービスを提供する場合には5,000万円となります。

Q: 既に農業支援サービス事業を実施しているが、本事業の対象になるか？

A: 既にサービス事業を実施していても対象になります。

ただし、サービスの提供面積を拡大することが必要です。

Q: ドローンのライセンスなどの取得も対象になるか？（①の事業）

A: サービスの実施に必要な免許やライセンスなどの取得も対象になります。

Q: スマート農業機械ではない農業機械も対象になるか？（②の事業）

A: スマート農業機械ではない農業機械も対象になります。



事業の活用例（農業支援サービス事業育成対策）

例 1：専門作業受注型

ドローンによる播種・防除・肥料散布、農薬散布ロボットによる防除を行う事業者における、**デモ実演に必要な職員の旅費、ほ場の借上費**等のほか、事業量の拡大に対応するための**ドローン操作研修の受講料**やサービス事業に新たに**従事する社員の人材育成に要する人件費**（人件費についてはP14も参照）等

例 2：機械設備供給型

農業用ドローン等の貸し出しを行う事業者における、**産地への周知活動に必要な宣伝費や旅費**等

例 3：人材供給型

特定技能外国人等の派遣を行う事業者における、**派遣作業員の研修受講費**や、派遣先となる可能性のある産地における**人員の需要時期・需要量、作業内容等の事前調査**に要する旅費等

例 4：データ分析型

病虫害予測システムや収穫予測システム等を提供する事業者における、**個別産地や品目に適応するためのシステム改修に係る委託費**（他社に委託する場合）や**役務費**（委託費にあたらなない軽微なもの）、**現場調査に要する旅費**等

補助対象経費となる人件費について

本事業はサービス事業体の新規事業立上げ当初のビジネス確立に向けた取組を支援することを目的とし、補助対象経費(人件費含む)については、要領により、

- ・サービス事業のニーズ調査に要する経費
- ・サービス事業の実施に当たって必要な機械レンタル・改修、データ収集等に要する経費
- ・サービス事業を企画・運営する専門人材の育成に要する経費
- ・その他サービス事業の育成・普及に資する取組に要する経費

と規定されており、サービスの提供に対して対価を得る行為(サービス事業そのもの)に係る人件費は補助対象経費となっていません。

申請の際、事業計画に人件費を計上しようとする場合は、上記の補助対象経費に該当する人件費であるか精査の上、補助対象経費以外の人件費が計上されないようご確認ください。

(一方で、実際の業務を行いながら技術を習得する研修(いわゆるOJT(On-the-Job Training)方式により、例えば、作業員1名分に相当する作業受託料を対価として得つつ、熟練者1名が作業員の指導を行う場合、対価を得る作業員1名の人件費は補助対象外ですが、対価を得ずに指導を行う熟練者1名の人件費は補助対象となります。)

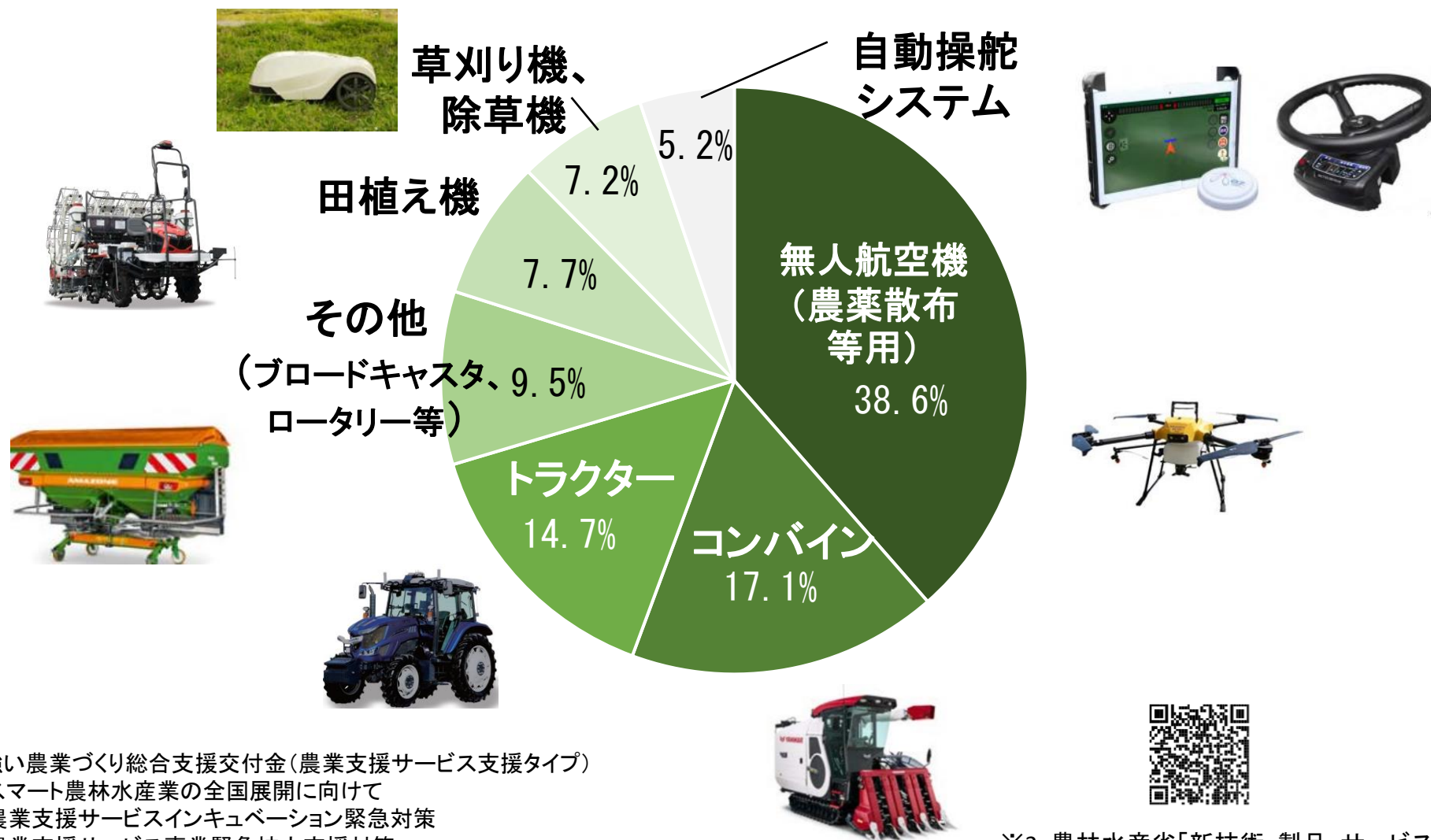
なお、人件費の積算は「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとされているため、当該通知に基づいて算定するようご注意ください。

また、人件費の積算に当たっては、補助対象となる行為に係る従事時間と、他の補助事業等及び自主事業等の従事時間と重複することが出来ないことに留意し、補助対象の行為だけに従事するもののみ計上してください。



事業の活用例（スマート農業機械等導入支援）

過去の類似事業（※1）におけるスマート農業機械等の導入事例（画像はイメージ（※2））



※1: 強い農業づくり総合支援交付金（農業支援サービス支援タイプ）
 スマート農林水産業の全国展開に向けて
 農業支援サービスインキュベーション緊急対策
 農業支援サービス事業緊急拡大支援対策



※2: 農林水産省「新技術_製品・サービス集」15



農業支援サービスの対象にならないもの

●農業用施設等の保守・管理

- ✓ ドローンを活用して農業用ハウスの屋根への遮光剤を塗布する作業
- ✓ その他、農産物の生産と直接関係ない用途でのサービス提供（農道管理、遊休地の除草等）

●農業生産資材（種苗、肥料、農薬、機械）の販売

- ✓ 単なる農業生産資材（種苗、肥料、農薬、機械）の販売

●農産物の乾燥・調製・貯蔵・加工・出荷の代行

- ✓ ライスセンターや選果場、農産物の加工施設（食品産業事業者）の提供

※ただし、上記事業者が行う収穫作業の代行やデータ分析型サービス等は対象。

●各種申請の代行（ドローン、Jクレジット）

- ✓ 農薬の空中散布に係る航空局への代行申請
- ✓ 農地へのバイオ炭の施用と併せた「Jクレジット」の申請代行（農業者個人では手続きが困難）



事業活用のポイント



農業支援サービスに必要な農業機械と一体的に導入する
専用運搬車（セーフティローダー等）も補助対象になります。

Q：専用運搬車のみの導入も対象になるか。

A：対象になりません。本事業では、サービスに必要な農業機械の運搬を前提として一体的に導入する場合のみ対象となります。

Q：軽トラックやワンボックスバンは対象になるか。

A：対象になりません。圃場間の速やかな移動が困難な大型の農業機械を運搬するものを想定しており、軽トラックやワンボックスバンは、対象として想定しておりません。なお、セーフティローダー以外には、セーフティローダーダンプ、ユニック車、セルフローダー、アームロール車等も対象となります。

⚠ 導入に当たって条件や留意事項がありますので、専用運搬車の導入申請に当たっては、実施要領をよくご確認くださいようお願いします。 ⚠

実施要領はこちら⇒





事業活用のポイント

**農業機械メーカーやその子会社であっても、
本事業の事業実施主体になることが可能です。**

農業機械メーカーやその子会社が事業実施主体になる場合には、**利益等排除が必要**です。

(1) **事業実施主体自身**で農業機械を調達する場合

事業実施主体の自社調達の場合は、**原価をもって補助対象額**とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(2) **100%同一の資本に属するグループ企業や事業実施主体の関係会社**から農業機械を調達する場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、**取引価格をもって補助対象額**とする。これにより難しいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。



サービス提供範囲別の申請先の考え方

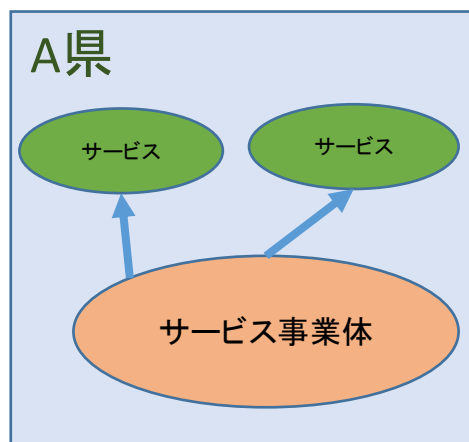
1. サービス事業体が提供するサービスの利用者又は提供地域が全て特定の県域に留まる場合

➡「**地域型サービス支援タイプ**」を選択

事例1

事務所の所在地とサービス提供地域が同一（A県の場合）

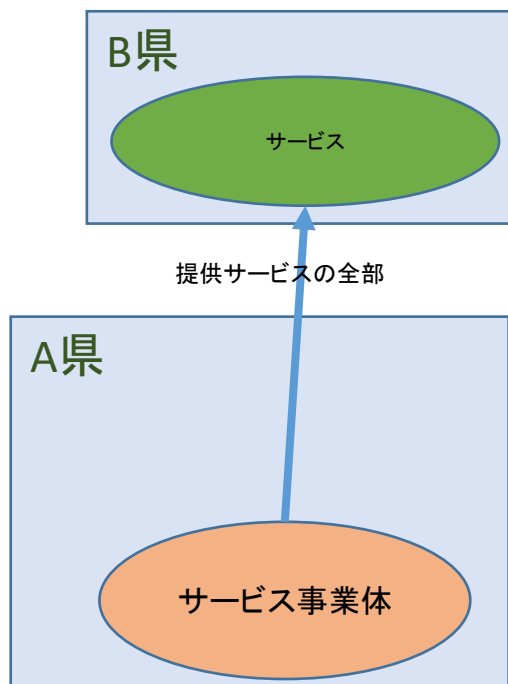
➡A県へ申請



事例2

事務所の所在地はA県、サービス利用者又は提供面積の全てがB県の場合

➡B県へ申請



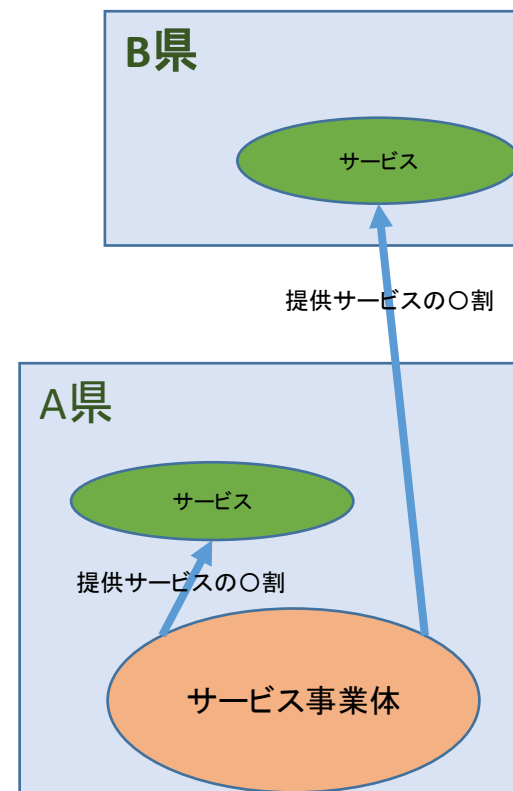
2. サービス事業体が提供するサービスの利用者又は提供地域が複数県にわたる場合

➡「**広域型サービス支援タイプ**」を選択

事例3

複数県にサービスを提供している場合

➡国へ申請



事業実施計画書の作成に当たっての注意事項(スマート農業機械等導入支援) 1/3

- 事業実施計画書は、事業目的を踏まえ、掲げた目標とその実現に向け具体的な取組を記載するものです。
- このため、特に、①目標が適当でない、②目標の実現可能性が不明瞭、③サービス事業の継続が困難と判断される場合には支援できません。
- 今回、これまでの類似事業の審査・評価委員会※において不採択と判断された事例を紹介します。

例1 目標が適当でない

※ 採択の可否を判断する外部有識者等からなる委員会

(事業計画書での該当箇所)

4 成果目標及びそれに付随する計画
以下に成果目標を記入すること。

	現状(○年度)(※1)	事業実施年度(○年度)	○年度	目標年度(○年度)	成果目標の目標値の概観(※2)
(1)事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標(ha)(※3)					
成果目標(ha)の拡大量(目標年度値－現状値)					

2 サービス利用者一覧(提供を予定している全員の情報を記載する)

No	サービスを利用する農業者等名	内容(防除、施肥、収穫等)	対象作物	提供サービス(必ず記載すること)				時間(h)	見込み
				(A) サービスを提供している現状値面積(ha)(注5)	(B) サービスを提供する面積(ha)	(B)－(A)面積(ha)			
1							0		-
2							0		-



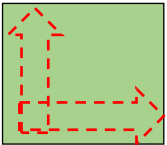
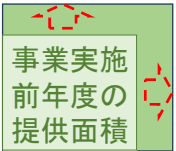
ポイント

サービスの提供面積を拡大すること※、が重要です。

審査では、事業実施前年度(令和7年度実施の場合は6年度)と目標年度(〃の場合は9年度)のサービスの提供面積を比較して判断します。

※拡大の程度は問いません。

目標年度の提供面積のイメージ(右図)



- ① 既存のサービスを拡大するパターン
- ② 新規(0から)に取り組むパターン

取組としては、どちらでも構いません。

不採択になり得るケース

サービス利用者	(A) サービスを提供している現状値面積(ha)(R7年度)	(B) サービスを提供する面積(ha)(R9年度)	(B)－(A)面積(ha)
A	5	10	0
B	15	10	0
C	10	10	0
合計	30	30	0

「サービスの提供面積が拡大していないため、事業要件を満たしていない。」との指摘により不採択となる恐れ。

→既にサービス利用者がある場合でも、拡大する目標を掲げることが必要です。

例2 成果目標の実現可能性が不明瞭

(事業計画書での該当箇所)

4 成果目標及びそれに付随する計画
以下に成果目標を記入すること。

	現状 (○年度) (※1)	事業実施年度 (○年度)	○年度	目標年度 (○年度)	成果目標の目標値の根拠 (※2)
(1) 事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標 (ha) (※3)					
成果目標 (ha) の拡大量 (目標年度値－現状値)					



ポイント
目標どおりサービスの提供面積を拡大できるのか、が重要です。
例えば、
審査では、目標であるサービスの提供面積の根拠となる利用者の確保の方法や契約状況等を踏まえて判断します。

(例) サービスの提供先として想定している農業者との調整状況

Aさん 10ha
(契約の同意書あり)

Bさん 10ha
(契約の同意書あり)

Cさん 10ha(?)

Dさん 10ha(?)

※C、Dさんとの契約締結に向けた具体的な取組状況についての説明が必要です。
➡「自分は農家なので、C、Dさんの同意は得られる見込み」では説明不足です。

不採択になり得るケース

サービス内容	成果目標年度のサービス提供面積	成果目標の根拠
ドローン防除サービス	20名 × 1 ha = 20ha	・JAから20名の散布作業を受託する予定としている。 ※説明資料の添付なし
収穫代行サービス	15名 × 0.5ha = 5 ha	・5名からは口頭で了解を得ており、更に口コミで10名程度は拡大可能と考えている。 ※説明資料の添付なし

「JAとの調整状況の説明が無いため、本当に受託できるのか。」との指摘により不採択の恐れ。
→ 契約に向けてどのような調整を行っているのか具体的に説明できる資料(可能であれば同意書等)の添付ができないか検討してください。

「それぞれどの程度の調整が行われているのかの説明が無いため、本当に契約ができるのか判断できない。」との指摘により不採択の恐れ。
→ 5名の利用意向が確認できる資料や、残り10名の契約に向けた具体的な取組状況を説明できる資料(アンケート結果等、利用意向のわかるもの)の添付ができないか検討してください。

例3 機械導入費用に対してサービス事業での売上が少ない

(事業計画書での該当箇所)

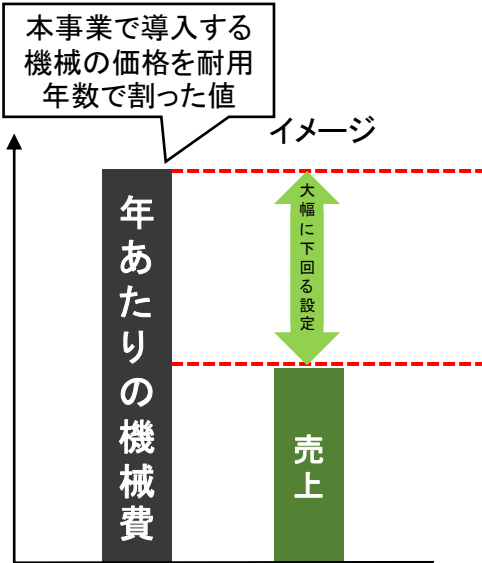
(参考) 以下の(1)、(2)に、上記成果目標に付随する計画を記入すること。

	現状(○年度)(※1)	事業実施年度(○年度)	○年度	目標年度(○年度)	目標年度の計画値の根拠(※2)
(2) 事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数に係る計画					
(3) 事業実施主体の提供するサービスの売上げに係る計画(万円)					

❗ポイント❗

サービス事業を継続できるか(サービス事業がビジネスとして成立するのか)が重要です。

例えば、審査では、機械の導入費用とサービスでの売上を比較して判断します。



※サービス事業の継続性という観点から、価格設定や提供規模は重要な要素です。

不採択になり得るケース

成果目標	導入機械	導入費用 (総事業費) ①	耐用 年数 ②	年あたりの 機械費 (①÷②)	成果目標年度の サービスの売上見込
10ha (10名×1ha)	コンバイン	1,000万円	7年	143万円/年	200万円/年 (内訳: 10名×1ha× 2万円/10a)
—	農業機械 専用運搬車 (中古)	500万円	3年	167万円/年	—
合計		1,500万円		310万円/年	200万円/年

310万円/年 > 200万円/年

「導入機械の年あたりの機械費がサービス事業での売上を上回っており、サービス事業の継続は困難ではないか。」との指摘により、不採択の恐れ。

→サービスの内容や導入機械の能力等について再検討が必要です。

審査において重視するポイントの例（全メニュー共通）

例1: 財務状況が健全か

審査の基準の「事業の実現可能性」は、資金繰りの観点も含め、成果目標の達成に向けた取組を継続的に行うことができるかの判断基準の一つとして、有識者を含めた審査・評価委員会にて財務の健全性が審査されます。このため、**財務状況が健全と認められない場合には、事業の実現可能性が低い**として不採択となる恐れがあります。

- (不採択になる恐れのある事例)
- ・「純資産」及び「経常利益」が3期ともマイナスの場合
 - ・3期分の財務状況の分かる資料がない場合、直近分の経常利益がマイナスの場合

例2: 開発済みの技術に係る農業支援サービスに該当するか

本事業では、事業実施要領の各別記の別表1に該当する事業を実施している者又は本事業を活用して実施しようとする者が支援の対象です。また、本事業では、既にサービス事業として利用できる確立した技術を早期に現場普及する取組を支援するものです。よって、**開発中の技術に係る経費や開発のための経費は補助対象外**となり、不採択となる恐れがあります。

(参考: 別表1 抜粋)

(専門作業受注型) 農業者の行う農作業を代行する取組 ※受委託契約の下で農作業を代行するもの。	(人材供給型) 作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組
(機械設備供給型) 農業者が使用するスマート農業機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組	(データ分析型) 農産物(生育途中のものを含む。)、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組

例3: 国の類似事業における成果目標との整理

類似の国庫補助事業(以下「過年度事業等」といいます。)で支援を受けた場合も、新たな取組(拡大)に必要な支援として本事業を活用することは可能ですが、その場合、**過年度事業等で掲げた成果目標とは別に、本事業の取組分として成果目標を掲げただく必要**があり、これが整理できていない場合は不採択となる恐れがあります。

- (不採択になる恐れのある例)
- ・過年度事業の目標年度に至っていない場合や過年度事業の成果目標を達成していない場合であって、本事業の取組による成果と、過年度事業分の成果目標達成に向けた取組が切り分けられていない
 - ・本事業の別のメニューで申請・採択されている場合であって、新たな取組(拡大)分の成果目標が切り分けられていない

- (参考) 過年度等の類似の国庫補助事業
- ・令和3～6年度 農業支援サービス事業育成対策
 - ・令和3～6年度 強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ
 - ・令和3年度(補正)スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業
 - ・令和4年度(補正)農業支援サービス事業インキュベーション緊急対策
 - ・令和5年度(補正)農業支援サービス事業緊急拡大支援対策
 - ・令和6年度(補正)スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
 - ・令和7年度 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業

**農業支援サービスの先進モデル支援のうち
需要主導産地育成タイプ
及び 複数産地連携タイプ について
(施設整備が可能なメニュー)**

＜対策のポイント＞
農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

＜政策目標＞
スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上〔令和12年まで〕

＜事業の内容＞

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。

2. 農業支援サービスの先進モデル支援

農産物の生産・流通等の方式転換とサービス事業体の事業性の向上を合わせて図るため、食品事業者等需要を起点に受託面積を大幅に拡大する取組、複数産地が連携して同一サービスを利用する取組、ドローン等を多作業・多品目に利用する取組と、これらサービスの速やかな事業展開を図る取組を支援します。

3. 農業支援サービスの立ち上げ支援

サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援します。

4. 農業支援サービスの土台づくり支援

① サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」を策定します。
② 事業を開始する際の留意事項等を整理した「スタートアップガイド」を策定します。

※ 2 及び 3 は、中山間地域等に対する優先枠等を設けます。

＜事業の流れ＞

国

金額

1/2以内、金額

委託

民間団体等

民間団体

(1の事業)

(2の事業、3の事業の一部)

(3の事業の一部)

(4の事業)

＜事業イメージ＞

橋渡し支援

先進モデル支援

立ち上げ支援

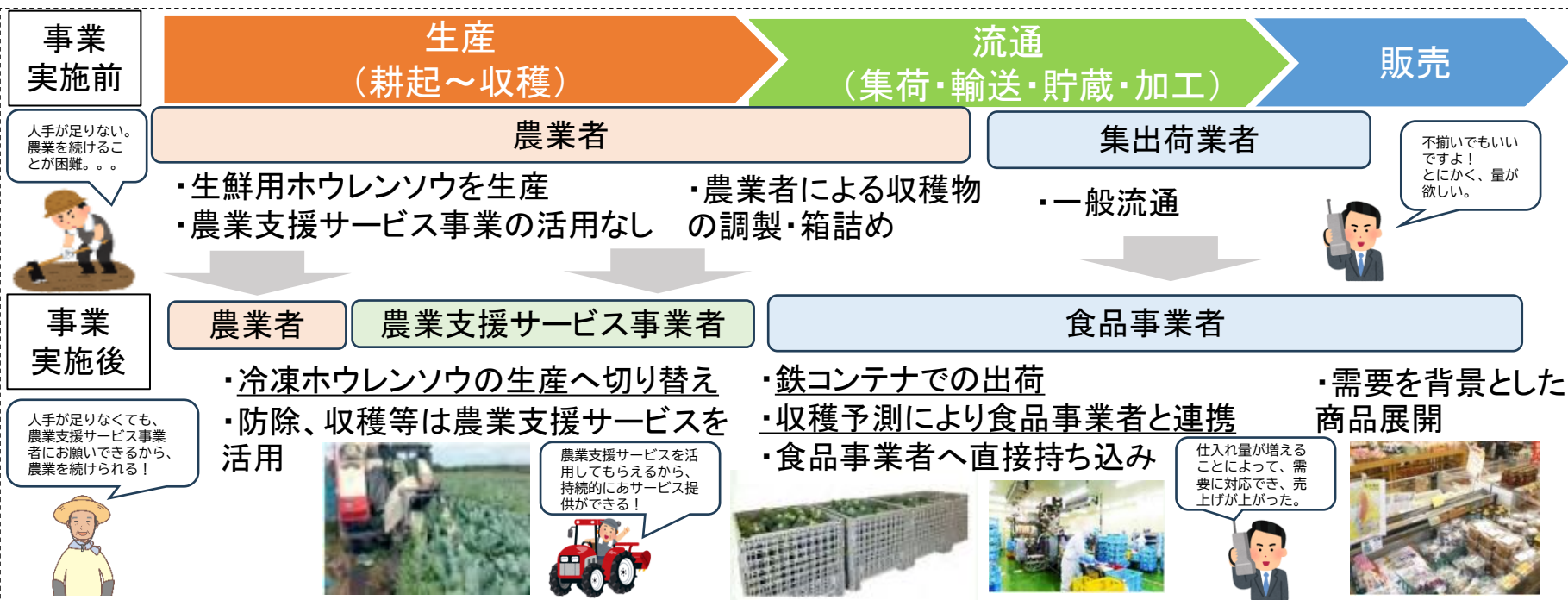
土台づくり支援

スマート農業技術のサービス利用等を通じて農業の持続的な発展を実現

農業支援サービスの先進モデル支援(需要主導産地育成タイプ)

- 農作業受託等の農業支援サービス事業の活用を前提とした生産から流通・販売までの工程を合理化し、食品事業者等と連携してサービスの提供面積を拡大する取組を支援。
- これに必要なソフト経費、スマート農業機械等の導入、農産物加工処理施設等の関連施設の整備を一体的に支援。

需要主導産地育成タイプの想定イメージ



持続的なサービス提供の成立

取組例

農業者

- ・新品種等の試験栽培

農業支援サービス事業者

- ・**スマート農業機械等の導入**
- ・サービスのデモ実演、人材育成
- ・サービス拡大にむけた営業活動

食品事業者

- ・**関連施設の整備**
- ・流通に係る実証実験

補助上限3.95億円

- ・ソフト(定額): 0.45億円
- ・機械導入(1/2): 0.5億円
- ・施設整備(1/2): 3億円

具体的なアイデアやご相談は、農林水産省農産局技術普及課までご連絡ください。

(問い合わせ先: 03-6744-2107 (平日10:00～12:00、13:00～17:00にお願いします。))

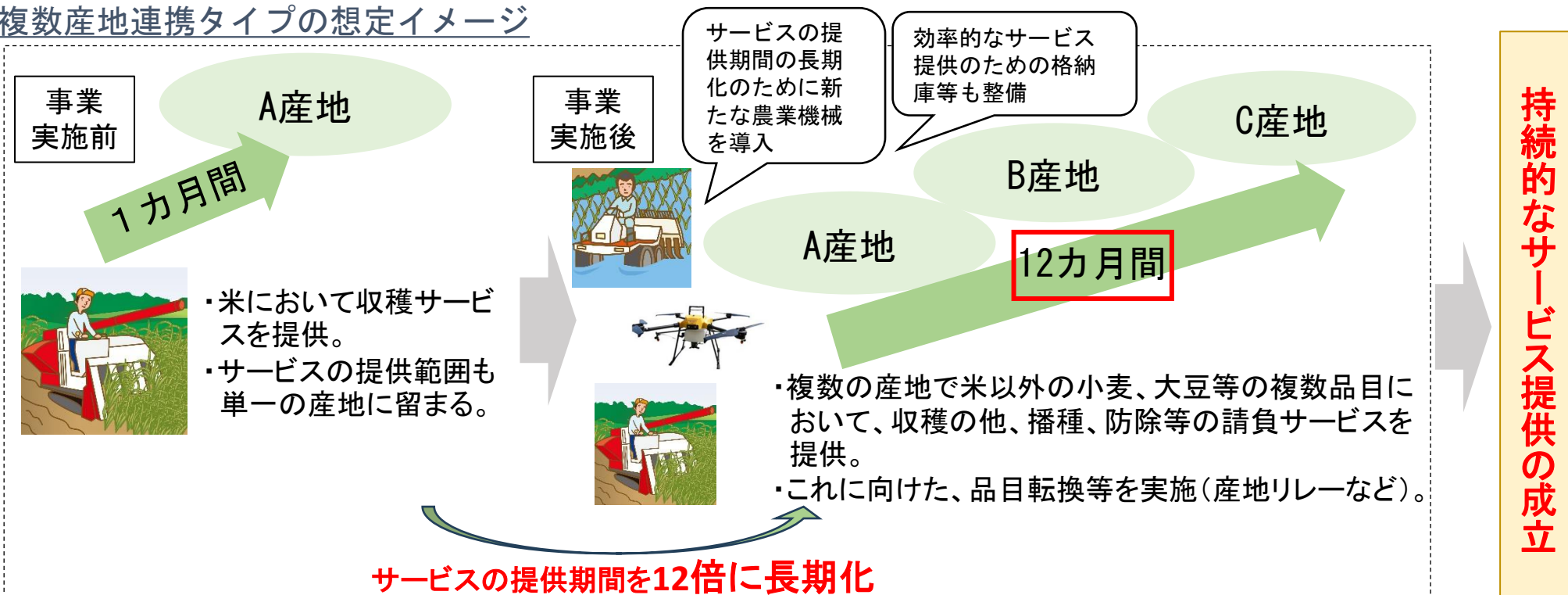
事例の典拠:

- ・農林水産省「生産方式革新実施計画」
(<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/houritsu/attach/pdf/241001-4.pdf>)
- ・農林水産省「我が国の食生活の現状と食育の推進について」
(<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/attach/pdf/index-98.pdf>)

農業支援サービスの先進モデル支援(複数産地連携タイプ)

- 農作業受託等の農業支援サービス事業の提供期間を長期化するための、産地リレーによるサービス事業の共用の取組を支援。
- これに必要なソフト経費、スマート農業機械等の導入、格納庫等の関連施設の整備を一体的に支援。

複数産地連携タイプの想定イメージ



農業者(産地)

取組例

- ・品目転換に向けた試験栽培

農業支援サービス事業者

- ・**スマート農業機械等の導入**
- ・サービスのデモ実演、人材育成
- ・サービス拡大にむけた営業活動
- ・**関連施設の整備**
(メンテナンス施設、集出荷貯蔵施設等)

補助上限3.95億円

- ・ソフト(定額):0.45億円万円
- ・機械導入(1/2):0.5億円
- ・施設整備1/2):3億円

具体的なアイデアやご相談は、農林水産省農産局技術普及課までご連絡ください。

(問い合わせ先: 03-6744-2107 (平日10:00~12:00、13:00~17:00にお願いします。))

農業支援サービスの先進モデル支援のうち モデル的取組の立上げについて

(第4次からの公募開始メニュー)

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポ-

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、**農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等**の取組を総合的に支援します。

<政策目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上【令和12年まで】

<事業の内容>

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。

2. 農業支援サービスの先進モデル支援

農産物の生産・流通等の方式転換とサービス事業体の事業性の向上を合わせて図るため、食品事業者等需要を起点に受託面積を大幅に拡大する取組、**複数産地が連携して同一サービスを利用する取組**、**ドローン等を多作業・多品目に利用する取組**とこれらサービスの速やかな事業展開を図る取組を支援します。

3. 農業支援サービスの立ち上げ支援

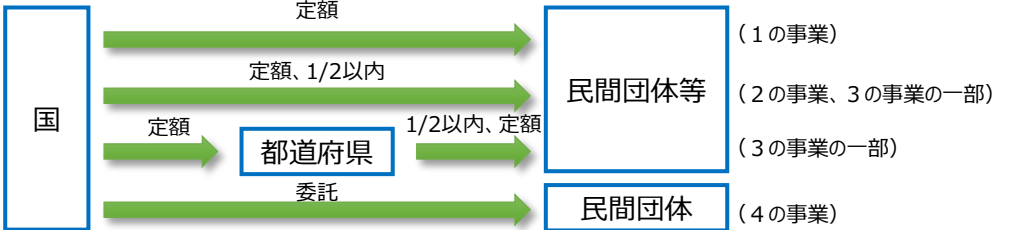
サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、**ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等**のほか、サービスの提供に必要な**スマート農業機械等の導入**を支援します。

4. 農業支援サービスの土台づくり支援

- ① サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」を策定します。
- ② 事業を開始する際の留意事項等を整理した「スタートアップガイド」を策定します。

※ 2 及び 3 は、中山間地域等に対する優先枠等を設けます。

<事業の流れ>



1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援(別記1)

- ・国(農政局)による直接採択事業
- ・スマート農業技術のカスタマイズを500万円定額で支援。

2. 農業支援サービスの先進モデル支援

① 需要主導産地育成タイプ(別記2-1)

- ・国(本省)による直接採択事業
- ・食品事業者と農業サービス事業者等が連携した取組を支援。
- ・機械導入や施設整備も支援。(1/2以内)

② 複数産地連携タイプ(別記2-2)

- ・国(本省)による直接採択事業
- ・複数産地が連携しサービス事業の長期化を図る取組を支援。
- ・機械導入や施設整備も支援可能。(1/2以内)

③ 機械多用途利用タイプ(別記2-3)

- ・国(農政局)による直接採択事業
- ・ドローン等の異なる品目等での活用可能性の検証を支援。
- ・ソフト(定額)支援。

④ モデル的取組の立上げ(別記2-4)

- ・国による直接採択事業(一部、都道府県による間接補助)
- ・ソフト(定額)・機械導入(1/2以内)を支援。

3. 農業支援サービスの立上げ支援

① 農業支援サービス事業育成対策(別記3-1)

- ・都道府県による間接補助(一部、国による直接採択事業)
- ・サービス事業の立上げに係るニーズ調査等のソフト(定額)経費を支援。

② スマート農業機械等導入支援(別記3-2)

- ・都道府県による間接補助(一部、国による直接採択事業)
- ・サービス事業に必要なスマート農業機械等の導入経費を支援。(1/2以内)

農業支援サービスの先進モデル支援のうち モデル的取組の立ち上げ

- サービス事業におけるモデル的な取組の早期の普及を図るとともに、サービス事業の利用を通じた高い生産性を実現する産地の育成を図るため、先進モデル支援のうち「需要主導産地育成タイプ」及び「複数産地連携タイプ」で採択した取組(モデル性の高い取組)に類似する取組を支援します。
- 第2次公募までに採択した取組から、モデル性の高い取組を整理(次ページ以降)し、これに類似する取組を第4次公募(広域タイプ)から募集します(※)。
- 取組に必要なソフト経費、スマート農業機械等の導入を一体的に支援します。

(※取組の範囲が概ね都道府県域内の場合は地域タイプとして該当の都道府県が別途募集)

(参考)各メニュー比較表

農業支援サービスの立上げ支援 (育成対策、機械導入)		先進モデル支援 (需要主導産地育成、複数産地連携)	先進モデル支援のうち モデル的取組の立ち上げ※
メニューの概要	・サービス事業の立上げに必要なソフト経費の支援(育成対策) ・スマート農業機械等の導入支援(機械導入)	・食品事業者等需要を起点に受託面積を大幅に拡大する取組、複数産地が連携して同一サービスを利用する取組を支援 ・これに必要な推進事業(ソフト経費)、スマート農業機械等の導入、農産物加工処理施設等の関連施設の整備を一体的に支援	・先進モデル支援のうち需要主導産地育成タイプ及び複数産地連携タイプで採択したモデル性の高い取組に類似する取組を支援 ・これに必要な推進事業(ソフト経費)、スマート農業機械等の導入を一体的に支援
申請先	・取組の範囲が都道府県域内(地域型)は、当該都道府県 ・上記以外(広域型)は、国(地方農政局等)	・国(農林水産本省(農産局))	・地域タイプ: 都道府県 ・広域タイプ: 国(農林水産本省(農産局))
補助上限額(補助率)	・育成対策(ソフト経費): 1,500万円(定額) ・農業機械等導入 地域型: 1,500万円、スマート農機3,000万円(1/2以内) 広域型: 5,000万円(1/2以内)	・推進事業(ソフト経費): 4,500万円(定額) ・農業機械等導入: 5,000万円(1/2以内) ・整備事業(施設整備): 30,000万円(1/2以内)	・推進事業(ソフト経費): 3,000万円(定額) ・農業機械等導入: 5,000万円(1/2以内)
その他	・育成対策と農業機械等導入は別メニュー(片方のみ、または両方への申請も可)	・推進事業は必須	・推進事業は必須

※本メニューに関するご相談は、農林水産省農産局技術普及課までご連絡ください。

(問い合わせ先: 03-6744-2107 (平日10:00~12:00、13:00~17:00にお願いします。))

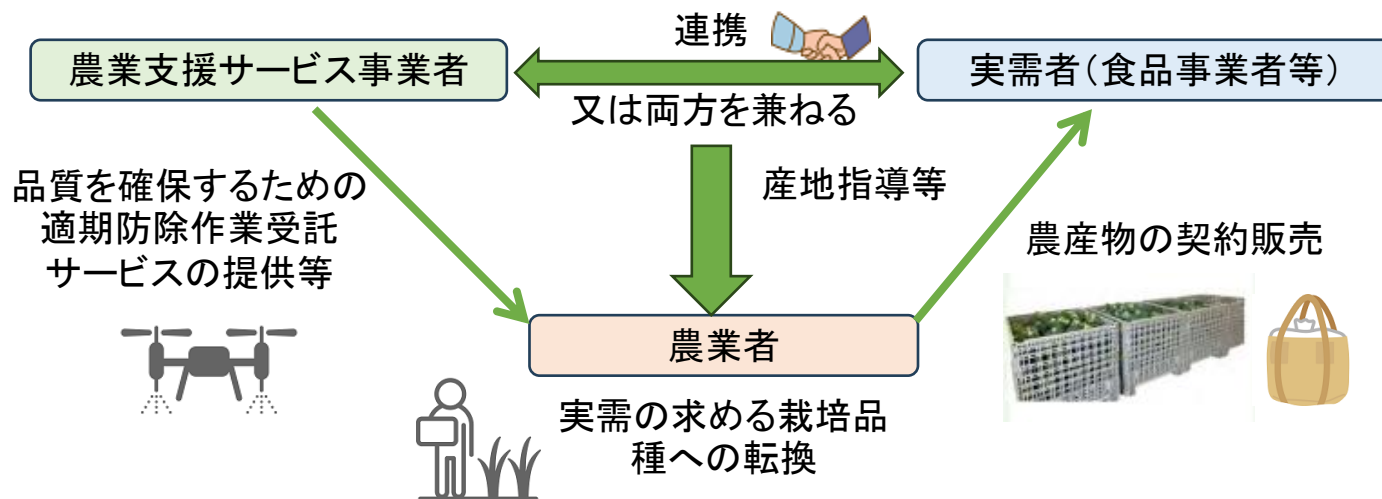
モデル的取組の立上げにおける「モデル性の高い取組」について

○ 第4次公募において、「モデル性の高い取組」は次の(ア)又は(イ)の取組とし、これに類似する取組を募集

(ア) 需要とサービス事業が連携した取組

サービス事業者と実需者による一体的な取組であって、需要(実需者)が求める品質の農産物の安定確保に向けたサービス事業の取組として、需要の求める品質等を確保するために栽培品種の転換(例:耐暑性品種、加工適性品種等への転換)を伴う取組

サービス事業者が行うサービス事業は、品質を確保するための防除作業の受託等(専門作業受注型)



(取組の要件) ※対象品目の限定はありません

- ・ サービス事業者(農業支援サービス事業者)と実需者(食品事業者等)による一体的な取組(共同申請)であること
両方の役割を兼ねていれば1者での申請も可能(食品事業者がサービス事業を行う場合など)
- ・ 実需者が求める品質等を確保するために栽培品種の転換を伴う取組であること(耐暑性品種や加工適性品種等への転換)
- ・ サービス事業が、需要の求める品質等を確保するために防除作業の受託を行う取組(専門作業受注型サービス)であること
(防除作業以外の作業受託も可能)

モデル的取組の立上げにおける「モデル性の高い取組」について

（イ）産地リレー方式によるサービス事業の取組

サービス事業体が主体となって複数の産地を連携させる取組であって、広範囲の産地で農業機械をリレー方式でレンタルするサービス事業の取組として、産地ごとに作期の異なる品種の導入等を通じてサービス提供期間の長期化を可能とする取組

サービス事業体が行うサービス事業は、スマート農業機械等のレンタル（機械設備供給型）



（取組の要件） ※対象品目の限定はありません

- ・ サービス事業体（農業支援サービス事業者）が事業実施主体であること
- ・ 広範囲の複数の産地に対し、スマート農業機械等をリレー方式でレンタルする取組であること（異なる栽培特性（早生、中生、晩生等）の品種の導入等により産地ごとに作期をずらし、1つの産地での農機レンタル期間を複数産地リレーで大幅に長期化）
- ・ サービス事業が、複数産地への提供で利用期間の長期化が図られる収穫機等のレンタル事業（機械設備供給型サービス）であること（収穫機以外の農機レンタルも可能）

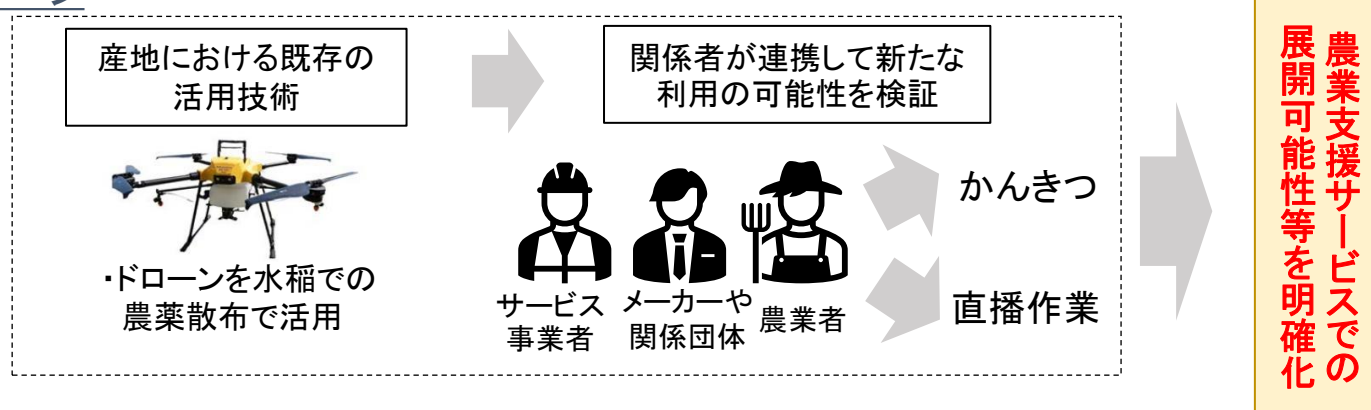
その他のメニューのご紹介

農業支援サービスの先進モデル支援(機械多用途利用タイプ)

- ドローン等を、例えば水稲と異なる品目、農薬散布と異なる用途で活用し、産地におけるサービス事業での展開可能性を検証する取組を支援。
- 検証試験に要する資材費、機械の改良費等のソフト経費を定額(1,000万円上限)で支援(※)。

事業イメージ

※ドローン等の導入経費は補助対象になりません。



スマート農業技術と産地の橋渡し支援

- スマート農業機械等を当該機械の所期の対象品目と異なる品目へ適応する等、特定の産地における栽培方式等に適応させるための改良を支援。
- 改良に係るソフト経費を定額(500万円上限)で支援。

※スマート農業機械等の導入経費は補助対象になりません。

具体的なアイデアやご相談は、農林水産省農産局技術普及課までご連絡ください。

(問い合わせ先：03-6744-2107（平日10:00～12:00、13:00～17:00にお願いします。）)

今後のスケジュール等

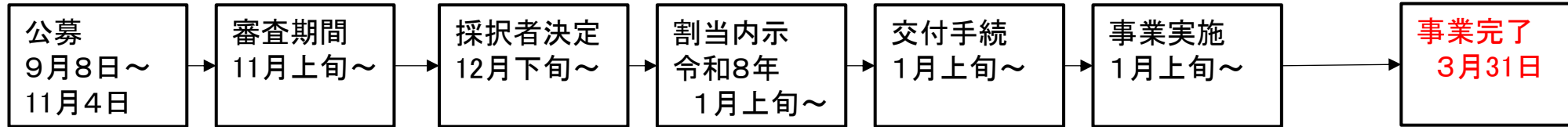
今後のスケジュールについて



想定スケジュール（国による公募事業メニュー）

第5次公募 ※令和7年度内に事業完了するものが対象

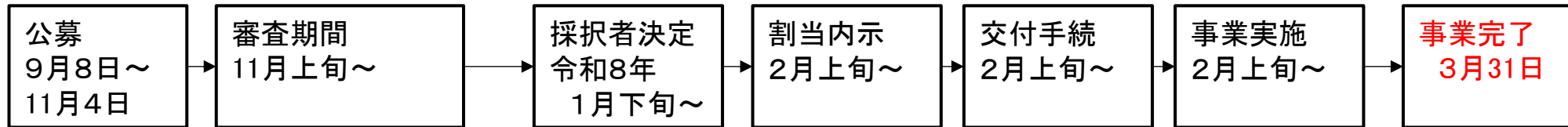
（R7年度）



事業実施期間に
ご注意ください

【施設整備がある場合は以下】（農業支援サービスの先進モデル支援のうち需要主導産地育成タイプ、複数産地連携タイプ）

（R7年度）



事業実施期間に
ご注意ください

※ 今後、変更となる場合があります。

※ 申請先が都道府県となる事業メニュー（農業支援サービスの立上げ支援のうち地域型サービス支援タイプ等）については、都道府県によりスケジュールが異なります。また、事業実施期間が上記より短くなる可能性があります。募集状況は、申請先となる都道府県へご確認ください。

申請・相談先



問い合わせ・相談先(農林水産省)

農政局等	担当部署	電話番号	メールアドレス
北海道農政事務所	生産経営産業部生産支援課	011-330-8807	smart-hdao@maff. go. jp
東北農政局	生産部環境・技術課	022-221-6193	tohoku-smart_agri@maff. go. jp
関東農政局	生産部環境・技術課	048-740-0457	kantosmano@maff. go. jp
北陸農政局	生産部環境・技術課	076-232-4893	smart-hokuriku@maff. go. jp
東海農政局	生産部環境・技術課	052-746-1313	agsp_tokai@maff. go. jp
近畿農政局	生産部環境・技術課	075-414-9722	kinki_kankyogijyutu@maff. go. jp
中国四国農政局	生産部環境・技術課	086-224-4511	seigikan.chushi@maff. go. jp
九州農政局	生産部環境・技術課	096-300-6273	smart_kyushu@maff. go. jp
内閣府沖縄総合事務局	農林水産部生産振興課	098-866-1653	sumanou.okinawa.p4s@ogb. cao. go. jp
農林水産省（農産局）	技術普及課 スマート・サービスユニット	03-6744-2107	nougyou_service@maff. go. jp

※電話での問い合わせは、平日10:00～12:00、13:00～17:00にお願いします。

事業全般や施設整備についてのご相談は、農林水産省(農産局)までご相談ください

農業支援サービスの立上げ支援のうち地域型サービス支援タイプについては、サービス提供先の**都道府県庁まで**お問い合わせいただくようお願いします。